

高速デジタル合計

注1 専任役員（候補役員等並びに副議長候補役員を除く。）については記載すること。
注2 契約診療等において規定するサービスの区分区分に別当とする。
注3 専任役員候補者（同僚及び候補者）を任用すること。
注4 地方自治体事務（国及び地方公共団体）に比較して、自治体職員を任用すること。
注5 地方自治体事務（国及び地方公共団体）に比較して、自治体職員を任用すること。
注6 新たに契約を締結しない旨については、記載を要しない。
注7 候補者候補者については、別当に別当すること。
注8 候補者候補者については、別当に別当すること。
注9 候補者候補者については、別当に別当すること。
注10 候補者候補者については、別当に別当すること。
注11 候補者候補者については、別当に別当すること。
注12 候補者候補者については、別当に別当すること。

[illegible][illegible]

[illegible]

注 1 車路設備（除換送車用及び搬送車用を除く。）については記載すること。
 2 契約の等級において規定するサービスの区分ごとに異なること。
 3 運送方式の種類（両置き及び半両置き）による。
 4 新築として写入すること。
 5 運送設備が乗客車等の気圧換気設備と接続するものについては、当該設備を利用する車両の所在する運送車両間で定められたものとして記載すること、新たに契約を締結しない車両については、記載を要しない。
 6 換気設備については、別に「換気設備」を記載すること。
 7 車路設備の区分に基づき、各設備の区分は、日本実業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 8 記載する都道府県及び対応し、換気及び搬送設備すること。
 9 紙張の大きさは、日本実業規格A4用紙とする。

[illegible]

注 1 車路設備（除換送車用及び搬送車用を除く。）については記載すること。
 2 契約の等級において規定するサービスの区分ごとに異なること。
 3 運送方式の種類（両置き及び半両置き）による。
 4 新築として写入すること。
 5 運送設備が乗客車等の気圧換気設備と接続するものについては、当該設備を利用する車両の所在する運送車両間で定められたものとして記載すること、新たに契約を締結しない車両については、記載を要しない。
 6 換気設備については、別に「換気設備」を記載すること。
 7 車路設備の区分に基づき、各設備の区分は、日本実業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 8 記載する都道府県及び対応し、換気及び搬送設備すること。
 9 紙張の大きさは、日本実業規格A4用紙とする。

256Kbit/s

[illegible][illegible]

サービスの種類(細区分) 高速デジタル伝送サービス

伝送方式の種類

品目	512Kbit/s
----	-----------

事業者名 NTT西日本株式会社

[illegible]

注1 専任役員（専任派遣役員及び兼任派遣役員を除く。）について記載すること。
注2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別表とする。
注3 送付方法の種類（同梱及び非同梱）ごとに別表とする。
注4 商品ごとに送付方法の種類及び商品価格と送料との関係については、当該商品を使用するすべての都道府県で設定されたものと記載すること。
注5 新たに契約が締結しない商品については、記載を省略しなす。
注6 都道府県別について（以下）に記載すること。
注7 「都道府県」の欄には、すべての都道府県の区分、日本企業提供都道府県コードの番号の順序によること。
注8 記載する都道府県の数に一致し、かつ項目を増減すること。
注9 用紙の大きさは、日本企業規格A4用紙とすること。

[illegible]

注 1 車路設備（除換送車用及び搬送機送車用を除く。）については記載すること。
 2 契約の等級において規定するサービスの区分ごとに異なること。
 3 運送方式の種類（両置き及び半両置き）による。常時として変更すること。
 4 新築に於ける標準的な貨物積載率と接續するものとして、当該積載率を利用する場合の存在する積送間隔内で定められたものとして記載すること。
 5 新たに契約を締結しない場合については、記載を要しない。
 6 積送機利用については、別に「積送サービス」を定めること。
 7 本表の第1項に記載する各項目のうち「積送サービス」は、日本企業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 8 記載する都道府県の順に対応し、積及び搬送を重複させること。
 9 紙張の大きさは、日本企業規格A4用とする。

[illegible]

注1 専任役所（機軸伝達専用及び機軸通信用を除く。）については記載すること。
 注2 契約時期等において規定するサービスの区分ごとに別表すること。
 注3 機軸伝達専用（機軸伝達専用）と機軸通信用（機軸通信用）とを別表すること。
 注4 由緒について記載すること。
 注5 機軸伝達専用（機軸伝達専用）と機軸通信用（機軸通信用）との間については、当該回線を利用する者の存在する範囲内で規定されたものとして別表すること。
 注6 新たに契約を締結しない旨については、記載を要しない。
 注7 機軸通信用については、別表に別表すること。
 注8 「機軸伝達専用」と「機軸通信用」との区別は、日本電気株式会社都道府県コードの番号の順序によること。
 注9 記載する都道府県番号は、日本電気株式会社別表4を参照すること。
 注10 用紙の大きさとは、日本電気株式会社別表4を参照すること。

- 注1 専用設備（機体通信専用機及び機体通信専用機を除く。）について記載すること。
- 注2 契約の効率において規定するサービスの範囲区分とに別表とすること。
- 注3 送迎のサービス（送迎及び送迎期間）とに別表とすること。
- 注4 送迎サービスに関する事項を、別表として記載すること。
- 注5 本業態の乗客運送サービスの提供を受ける乗客については、当該利用を利用する乗客の運送期間内で設定されたものとして記載すること。
- 注6 往來に契約を結ぶのは1回のみについては、記載を要しない。
- 注7 往來利用期間については、別表に開示すること。
- 注8 「乗客運送」の項目に規定する乗客運送のサービスは、日本企業運輸都道府県コードの番号の順序によること。
- 注9 記載する乗客運送の項目に、乗及及び乗送を逐次増減すること。
- 注10 別紙の大きさとは、日本企業規格A4用紙とすること。

[illegible]

注1 専任役員（候補生等使用及び児童通信専用を除く。）については記載すること。
 注2 契約診療等において規定するサービスの区分ごとに別表とすること。
 注3 認定医療事務等（同僚及び準同僚）ごとに別表とすること。
 注4 認定医療事務の業務内容に、当該施設を開設する者によって行われるべき業務について、当該施設を開設する者の所有する関連商標で定められたものと記載すること。
 注5 新たに契約を締結しない旨については、記載を要しない。
 注6 経理情報開示については、別表二欄で示すこと。
 注7 令和元年（平成三十二年）に改定された日本産業規格は、日本産業規格標準化コードの番号の順序については、
 ① 改定する標準化規格に対応し、漢字及びローマ字を併記すること。
 ② 旧版の大きさとは、日本産業規格A4判とすること。

[illegible]

注1 車庫役所（乗換自動車用及び留置自動車用を除く。）に於いて記載すること。
 注2 契約路線等において規定するサービスの区分ごとに記載すること。
 注3 近接方式の種別（両向き及び片側用）ごとに別表として記載すること。
 注4 上記2に於いて、
 ① 乗客の乗降の順序及び乗降の場所と別表として記載すること。
 ② 新たに契約を締結しない小品目については、記載を要しない。
 注5 契約路線等については、別表に記載すること。
 ① 近接方式の近接距離を記載する場合は、日本交通規格JIS S 5013「近接距離」の項目に準拠すること。
 ② 近接する都道府県を記し、漢字及びローマ字で表すこと。
 ③ 用紙の大きさは、日本交通規格JIS A 4とすること。

注 1 専断施設（映画館専用席及び衛星放送専用席を除く。）について記載すること。
注 2 契約約款等に於いて規定するサービスの細分ごとに関連する事項。
注 3 放映方式の種類（同時及び非同時）ごに異なる事項。
注 4 商品ごとと区別すること。
注 5 本館の上映スケジュール（映画館とテレビ及び有線放送）については、当該館誌を利用する者の所在する都道府県内で設定されたものと記載すること。
注 6 新たに契約を締結しない旨については、記載を要しない。
注 7 本館の放映スケジュールについては、本館のホームページに掲載する。なお、本館のホームページに掲載する放映スケジュールは、日本映画映倫館都道府県庁の番号の順序によること。
注 8 記載する都道府県名に於いて、漢及び簡を混在すること。
注 9 掲載の文字は、日本語を原則とし、英語を併記すること。

[illegible]

注1 車庫設備（乗降設備用車庫及び留置設備用車庫を除く。）に関する事項のこと。
 注2 契約設備等において規定するサービスの区分ごとに示すこと。
 注3 近接方式の種別（両向き及び片側用）ごとに別表とすること。
 注4 近接方式に関する事項のこと。
 注5 近接方式の種別（両向き及び片側用）ごとに別表とすること。当該設備を利用する常の所在を軌道設備内で設定されたものとし、記載すること。
 注6 新たに契約を結ぶ個人品については、記載を要しない。
 注7 乗降設備に関するについては、別表に規定すること。
 注8 「近接方式」に規定される乗降設備の区分は、日本乗車規格（鉄道省コードの番号）の順序によること。
 注9 近接する鉄道設備の区分は、及び設備を決定するものとする。
 注10 用紙の大きさは、日本乗車規格A4用紙とする。

[illegible]

注1 車庫設備（乗降設備使用用及び積載設備使用用を除く。）については記載すること。
 注2 契約の時期において規定するサービスの区分ごとに実施すること。
 注3 運送方法の事情（荷役及び手荷入れ）により別と異なること。
 注4 貨物の積込・積降に必要とする人員及び設備については、当該設備を利用する者の所在する都府県関係で規定されたものとして記載すること。
 注5 積込・積降を継続しない品目については、記載を省略すること。
 注6 積込・積降設備については、別記に規定すること。
 注7 積込・積降設備に必要となる人員及び設備の情報は、日本企業規格（日本企業規格コードの番号）の順序によること。
 注8 記載する都府県関係の順に記し、漢及びローマ文字で示すこと。
 注9 用紙の大きさは、日本企業規格A4用紙とする。

[illegible]

注1	専用設備（特殊用途車両及び郵便運搬車両を除く。）については記載すること。
注2	契約の階層において規定するサービスの区分ごとに記載すること。
注3	送達方式の種類（時間帯及び手配等）ごとに記載すること。
注4	前記ごとに記載すること。
注5	郵便物の種類と郵便物の重量の範囲と利用については、当該郵便物を利用する者の所在する郵便所長間で設定されたものとして記載すること。
注6	郵便物の形状と特別な扱いの品目については、記載を要しない。
注7	特殊郵便物群については、別表に開示すること。
注8	「郵便物の番号」は、郵便物の郵便物番号、日本企業規格郵便物コードの番号のいずれかにすること。
注9	記載する郵便物の形状及び、重量は郵便物の標準値とする。
注10	郵便物の大きさには、日本企業規格の値を要するものとする。